

モデル CP 第 11 条第 6 項の考察

1. 要約

改正《遵守基準省令》と「見なし輸出」規制強化の 5 月 1 日施行に伴い、CISTEC がモデル CP の改訂版を公表しました。その中で特にわかりにくい、と私が感ずるのが第 11 条第 6 項です。

CISTEC 版の第 11 条（取引審査）

6 営業部門等は、第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、核兵器等の開発又は核兵器等開発等省令の別表の行為のために貨物等が用いられる疑いがあることを知った場合には、輸出管理統括部門を通じて最高責任者に報告し、最高責任者は行政庁に報告する。

<注 6> 第 6 項：審査の上取引を中止した場合などは、報告しなければならないということでは必ずしもない。

自分の理解が進まないせいでしつこく質問して、関係者の方々を煩わせてしまいましたが、方々の御教示のおかげで、ここでいう「疑い」が《補完規制通達》第 5 節に登場する Know 要件に関するものだということがわかりました。

そう言われてもピンと来ない読者もおられるかと思います。もしそうなら大変まずいですよね。モデル CP が理解されないということを意味するわけですから。

次のように書き直せば、大体通ずるのではないのでしょうか？

《核兵器等開発等省令》では「輸入者等」というが、モデル CP 中の用法に従い「需要者等」とした。

ヨネミツ「超訳」版の第 11 条（取引審査）

6 営業部門等は、「需要者等」以外の者から、「貨物等」の用途について、核兵器等の開発又は核兵器等開発等省令の別表の行為のためであるとの連絡を受けた場合には、たとえ第 1 項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても、第 1 項と同様の手続を行う。審査の結果、取引を進める場合には、最高責任者から行政庁に報告する。

そこにいたるまで私も誤解続きでした。今回はそのお話をしたいと思います。

参考まで第 11 条の第 1～第 5 項までの文案も掲げておきます。

第 11 条 輸出等の引合の内容が以下に該当する場合、営業部門等は、「審査票」を起票して、輸出管理統括部門に取引の審査を申請する。当該取引を行うか否かの最終判断は、[取引決定権限者の名称を記入]が行う。

- 一 第 8 条の該非判定の結果、当該貨物等が輸出令別表第 1 の 1 の項から 15 の項、又は外為令別表の 1 の項から 15 の項に該当する場合。
 - 二 第 9 条(用途確認)第 1 項の第一号又は第二号のいずれかに該当する場合。
 - 三 第 10 条(需要者等確認)第 1 項の第一号、第二号又は第三号のいずれかに該当する場合。
 - 四 経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合。
 - 五 本項の第一号から第三号に該当するか否か不明の場合又は疑義がある場合。
- 2 審査票には、仕向地、貨物等の名称、該非判定結果、需要者、用途、取引経路等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。
 - 3 審査票を起票するに当たっては、取引の内容を事実即して正確に記入しなければならない。
 - 4 国内取引であっても、貨物の輸出及び技術の提供を行うことが明らかな場合には、第 1 項と同様の手続を行う。
 - 5 営業部門等は、[取引決定権限者の名称を記入]の承認を得ることなく、当該取引を進めてはならない。

2. 《補完規制通達》第5節とは何か

まず条文を見てみましょう。

《補完規制通達》

5. 輸出貨物等が核兵器等の開発等に用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った場合の取扱い

以下に掲げるとおり、核兵器等の開発等又は核兵器等開発等省令中別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられる疑いがあること等を輸出者等が知った場合には、速やかに、別記2に掲げる記載要領に従い、様式3に定める様式(2通)により、その旨を安全保障貿易審査課に報告すること。

なお、報告の内容によっては、輸出令第4条第1項第三号ロ又は貿易外省令第9条第2項第七号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知をすることがある。

①輸出令別表第1の 16 の項の中欄に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出(A 同令第4条第1項第一号及び第二号のいずれにも該当せず、かつ、B 同項第三号イ及びロに該当しないものに限る。)をしようとする者は、その貨物が核兵器等の開発等若しくは核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為のために C 用いられることとなることを、輸入者、需要者及びこれらの代理人以外の者からの情報により知った場合

②外為令別表の 16 の項の中欄に掲げる技術を同項下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引若しくは当該外国の非居住者に提供することを目的とする取引又は当該取引に関する当該技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体(以下「特定記録媒体等」という。)の輸出若しくは当該技術の内容とする情報の電気通信による送信(貿易外省令第9条第2項第一号から第六号まで又は第九号から第十六号までのいずれにも該当せず、かつ、第七号イ若しくはロに該当しないもの(特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による当該技術の内容とする情報の送信を伴わないものを除く。)に限る。)を行おうとする者は、その技術が核兵器等の開発等若しくは核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為のために利用されることとなることを、当該取引の相手方、当該技術を利用する者及びこれらの代理人以外の者からの情報により知った場合

「疑いがあること等」とありますが、「疑いがあること」以外に何があるのか私には思いつかないので本稿では「等」の1文字を無視して話を進めることにします。

貨物を例にとって読解を試みます。

・下線部 A の意味

一号非該当とは、仮陸揚貨物の輸出(但し大量破壊兵器 CA の規制要件非該当)でないこと。

・厳密に言えば「仮陸揚案件でない」or「仮陸揚案件だが CA 規制要件該当」ということですが前者だけを考えればよいことが、下線部 B からわかります。

二号非該当とは、無償輸出等の CA 規制外パターン輸出でないこと。

↓

とりあえず「普通の有償案件」のことと理解しておく。

・下線部 B の意味

三号イ・ロに非該当とは、「大量破壊兵器キャッチオール(CA)の規制要件非該当」ということ。

つまり大量破壊兵器 CA 規制許可不要の有償案件において、「輸入者等」以外の者から「本件は大

量破壊兵器又は“別表行為”用途の案件だよ」という情報が入るケースを指しています。CISTECの『キャッチオール規制に関する解説・事例集』では、当該契約に関係していない商社やライバル企業からの情報という例が挙げられています。例えばライバル企業からの情報とすれば「あの入札案件、ミサイル用途だからウチは降りたんだ」と言われるケースでしょうか。

この第5節でいう「疑い」が、一般的な意味での「疑い」とは別物であることに留意が必要です。一般に「用いられる疑い」といえば、「用途情報からの疑い」と「需要者情報からの疑い」がありますが、ここで述べられているのは前者だけだからです。

したがって該当するケースは非常に特殊かつ稀だと思います。(実際にその案件が本当に懸念用途案件だったとしても、輸出者側にわざわざ知らせること自体考えにくいですし、普通は「輸入者等」以外は案件の存在も知らないものでしょう)

たとえ情報源がライバル企業だったとしても「本件はミサイル用途案件」と聞かされれば重く受け止める必要はあるでしょう。これが「あの大学はミサイルやっているんだよ」式の需要者情報ならば本件とは無関係の可能性もありますから、社内で厳重審査を行った末ボツとするのも十分可能でしょうが、それと同列に扱うわけにはいかないと思います。

CISTEC版が<注6>で「取引中止なら報告不要」と述べているのは、「取引Goなら報告せよ」を意味しています。たとえ信憑性に乏しいと判断しても、社内審査でボツにはいけないということです。もっともなことだと思います。(上記『解説・事例集』では、情報源がライバル企業だった場合について、「その真偽を可能な限り確認」と述べています。私は当初これを見て、「明らかにガセ」と判断できる情報は、社内審査限りでボツ＝行政庁報告不要、と思っていましたが、これは誤りだったわけです。情報の真偽如何によらず行政庁への報告は行う。真正性の判断は報告時に書き添えればよい、ということになるものと思います)

3. 曖昧な表現は悩みの元

3-1 何を見ても本項(11条6項)の「疑い」のような気がしてくる

どこにも「ホントは《補完規制通達》第5節の意味での“疑い”なんだよ」とは書いてありません。そのことを知らない人は、「一般的な意味での“疑い”」かと思って、例えば次のような情報に接して悩んでしまうわけです。

例1 「製造するのがミサイルにも転用可能な部品」という用途情報だった。

…それは「ミサイル部品を製造すること」とは違うので、本項の「疑い」ではありません。

例2 「学内にミサイル研究者がいるという情報」がある。

…それは「需要者情報からの疑い」なので、本項の「疑い」ではありません。

3-2 第11条第1項との区別がつかなくなる

第11条第1項にも色々な「疑い」や「疑義」が登場します。第二号では、リスト規制品案件における、「核兵器等の開発等」に「用いられる疑い」。第五号では、「第一号から第三号に該当するか否かの疑義」が出てきます。

それらの「疑い」「疑義」と第6項の「疑い」がどう違うのか、文面だけで識別するのは困難です。その結果、「何に対するものなのかははっきりしない疑い」がズロズロ出てきて、区別もつかぬままにあれこれ対応を求められるという印象が残るわけです。

3-3 「第1項の第二号及び第三号に該当しない場合であっても」とは何のことか

傍点を施した「該当しない場合であっても」とは「該当する場合はもちろんのこと」を含意しているように見えませんか？ そうだとすると、「該当する場合は取引審査票提出」と第1項で定めているのに加えて、輸管部門に対して、行政庁報告に向けての報告を別途やらなければいけないこととなりますよね。

バカバカしい悩みに見えるかもしれませんが、それはみなさん第6項を Know 要件（CA 規制の許可不要が前提となっている）に基づく規定であることを知っているから一笑に付すことができるだけの話です。

以上を踏まえ作ったのが、冒頭の「ヨネミツ超訳版」です。

モデルCPは影響力の大きな文書です。かつて届出CPの審査に当たって「モデルCPに沿った書きぶりでなきゃダメ」と担当官から言われた企業もあったと聞くほどです。CISTECがモデルCPを作り直してくれるのがベストだとは思いますが、とりあえず現行版の意味するところを世に示すことも重要だと考え、本稿をお目にかける次第です。